

ウェブアイユーザー会会則

(名称・所在地)

第1条 本会はウェブアイユーザー会と称し、事務局を東京都江東区有明 3-6-11 に置く。

(目的)

第2条 本会は、プロジェクト管理システム開発メーカーである株式会社ウェブアイとの勉強会・活発な議論の場を通じ、メーカーとともにユーザーの投資対効果を高める製品作りに参画するとともに、会員相互のプロジェクト管理技術の向上を図る。

(活動の本拠地および会期)

第3条 本会は株式会社ウェブアイ本社（東京）を活動の本拠地とし、毎年4月1日～3月31日を会期とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 年1回の総会
2. ユーザー事例の発表・製品別・業種別研究会
3. 株式会社ウェブアイとの新製品構想・開発計画等に関する意見交換
4. 親睦会
5. その他前条の目的を達成するために必要な活動。

(会員の権利)

第5条 1. 会員は、本会が開催する活動に参加できる。
2. 会員は、ウェブアイユーザー会員に対して特別に発信される製品動向の情報を入手することができる。
3. 会員は、公序良俗、機密事項の漏洩に抵触しない限り会員相互に有益な情報の交換を行うことができる。

(会員の義務)

第6条 1. 会員は、自己のパスワードの使用及び管理について一切の責任を持たなければならない。
2. 会員は、機密事項を遵守し、本会内のみで公開を許されている情報を外部へ開示または漏洩してはならない。

(入会の資格)

第7条 ウェブアイ製品ユーザー・プロジェクト管理システム有識者・株式会社ウェブアイ社員その他、本会の目的に賛同し活動できる者とする。

(代表者とその権限)

第8条 代表者はウェブアイユーザー会を代表し、会務を統括する。

(役員・会計監査)

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
会長は本会の代表者が務める。
2. 副会長 2名
副会長は会務において会長を補佐する。
3. 会計 1名
会計は本会の会計を務める。
4. 会計監査 1名
会計監査は本会の会計監査を務める。

(役員・会計監査の選出と任期)

第10条 役員は、会員の中からの互選により、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会・役員会)

第11条 1. 本会は、年1回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

- (1) 活動計画
- (2) 予算・決算
- (3) 規約改正
- (4) その他必要事項

2. 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費等)

第12条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。

会費は活動ごとに都度決定、調整する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(会計報告)

第14条 本会の会計報告は、毎年3月に行う。

〔付 則〕 この規約は平成20年2月1日より施行する。

平成30年6月28日一部改訂。

令和4年8月31日一部改訂。

〔施行期日〕 この規約は令和4年9月1日より適用する。